

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年3月22日(月)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 出席者 | |
| 教 育 長 | 花 井 和 徳 |
| 教育長職務代理者 | 渥 美 利 之 |
| 委 員 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
- (職員)
- | | |
|---------------------|---------|
| 学校教育部長 | 伊 熊 規 行 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 吉 積 慶 太 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 高 橋 宏 典 |
| 学校教育部参事(教育審議監) | 竹 内 孝 夫 |
| 指導課教育総合支援担当課長 | 石 川 博 則 |
| 教育総務課学校・地域連携担当課長 | 齋 籐 美 苗 |
| 教育総務課就学支援担当課長 | 大 西 敏 巳 |
| 教育施設課長 | 袴 田 和 徳 |
| 教育センター所長 | 犬 塚 智 春 |
| 指導課長 | 野 秋 愛 美 |
| 市立高等学校校長 | 柳 本 佳奈子 |
| 健康安全課長 | 冨 部 哲 也 |
| 文化財課長 | 鈴 木 一 有 |
| こども家庭部長 | 鈴 木 知 子 |
| こども家庭部参事(幼児教育・保育課長) | 山 本 卓 司 |
| 幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長 | 井 川 宜 彦 |
- (事務局職員)
- | | |
|--------------|---------|
| 教育総務課長補佐 | 影 山 和 則 |
| 教育総務課総務グループ長 | 笹 ヶ 瀬 優 |
| 教育総務課主任 | 木 下 知 紗 |
- 4 傍聴者 2名

- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和3年3月22日の浜松市教育委員会を開催する。

傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は渥美委員と田中委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が7件、報告が3件ある。

最初に、第17号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(学校・地域連携担当課長) 第17号議案「浜松市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について」説明する。資料は1ページから3ページである。

3ページの議案の説明資料をご覧いただきたい。提案理由は、教育行政の能率的な事務執行を図ることを目的に、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長に専決させる事務の見直しを行うため、規則の一部を改正するものである。改正内容を説明する。本市では、今年度から市立小中学校51校に学校運営協議会を設置している。学校運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3で規定する附属機関に位置付けられている。附属機関の委員の委嘱に関する事務は、現行の規則では教育長に委任できる事務から除外されており、教育委員会の議決案件となっている。今後、学校運営協議会を全小中学校に設置する際には、1,400人程度の学校運営協議会委員の任命をすることになるが、教育委員会で審議するとなると議案に関する資料が膨大になり、事務も煩雑になるため、教育長の専決事項とするものである。施行期日は、令和3年4月1日から施行するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 18 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課長) 第 18 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」説明する。議案は 5 ページから 6 ページ、議案の説明資料は 7 ページである。提案理由を説明する。衛生管理者及び衛生委員会は、労働安全衛生法第 12 条及び第 18 条 1 項の規定により、職員数が 50 人以上の事業所に設置することが義務付けられている。令和 3 年度、教職員数が 50 人以上となる学校、及び 50 人未満となる学校について、衛生管理者及び衛生委員会を設置する学校を追加、削除するため、規程の一部を改正するものである。改正内容は、衛生管理者及び衛生委員会の設置校に浜松市立白脇小学校、積志小学校、及び浜名中学校の 3 校を追加し、和地小学校の 1 校を削除する。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 19 号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課長) 第 19 号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正について」説明する。この規則改正は、現在議会において審議中の「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与

等に関する特別措置条例の一部改正」が可決されることを前提として提案する。議案は9ページから16ページ、改正前後の対照表を記載している。議案の説明資料は17ページから18ページである。議案の説明資料に沿って説明する。17ページをご覧ください。提案理由は、「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制に関する給特法の改正が施行されることに伴う条例改正を受け、教育委員会規則で規定すべき事項について改正を行うものである。改正内容は、1年単位の变形労働時間制の制度施行にあたり次の事項を定める。(1) 制度運用する場合の時間外在校等時間の上限を、月42時間、年間320時間とする。(2) 勤務時間の割振りの基準について次のとおり定める。表をご覧ください。割振りの対象期間、対象期間の区分、特定期間の設定について説明する。対象期間は1年の範囲内とし、1か月以上の期間に区分し、区分ごとに勤務割振りを設定できる。繁忙期を特定期間として定め、それに合わせた週休日及び勤務時間の割振りを可能とする。こうした勤務時間等の割振りは、原則30日前までに教育職員に対して通知するものとする。次に、1日の勤務時間、1週間の勤務時間、1年間の勤務日数、連続勤務日数の限度について説明する。対象期間や特定期間の日、週、年の単位ごとに勤務時間、勤務日数、連続する勤務日数、それぞれの限度を定めるものである。その他として、制度を運用する場合には、対象教育職員に勤務の割振りを事前に速やかに通知すること、育児や介護を行う教育職員には、必要な配慮をすることを定める。(3) 文部科学大臣が定める指針による措置が講ずることができなくなった場合の措置について定める。施行期日は、令和3年4月1日である。参考として、18ページに文部科学大臣が定める指針の概要を掲載している。説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 本制度は実際に適用できるのか。

(教職員課長) 現在適用できる学校はない。働き方改革を進め、教育職員の時間外在校等時間を減らし、このような国が定めた制度が使えるような学校にしていくことが第一に取り組むべきことである。規則改正することで、浜松市がこのような制度を作って働き方改革を進めていくという意思表示になり、いつでも制度が使えるようにしておくことができる。教職員課としては、まずは時間外在校等時間を少しでも減らしていくための働きかけを学校に向けて行っていく。

(安田委員) 本来は教育職員のためのものであるのに、現実との差があり過ぎて、学校現場では現実味がないと捉えられてしまうのが残念である。使えない制度として認識されることなく、必要な時に使えるように現実との差をなんとか埋めていただきたい。

(教職員課長) 教育職員が多忙であるという現状の打破と、働き改革なんてどうせできないという学校現場の諦めを解消していきたい。実際に平均時間だけを見れば9校

がクリアしているが、個人差があるため適用できず残念である。働き方改革が進んでいることを実感してもらえよう、このようなことを情報発信していきたい。

(安田委員) 管理職の意識が変われば、管理職が教育職員にかける言葉等も変わってくるのではないかと思う。

(神谷委員) 自分も会社を経営していて、国の制度と現実との差は残念に感じる。皆一生懸命働いているので、ぜひ使える制度になってほしい。教職員の現状について教えてほしい。教職員は休憩時間が確保され、実際にちゃんととれているか、また、残業は一般企業同様、残業命令があって行うものか。

(教職員課) 休憩時間は労働基準法に定められているとおり、日課表の中に組み込まれており、休憩時間が確保できるよう、通知するとともに、通達及び学校訪問の度をお願いしている。しかし、子供達が常に動いている学校現場で、休憩時間を確保することはなかなか難しい。休憩時間中、テストの採点等をしていなくとも子供の様子を見たり、相談を受けたりすることはある。職員同士で休憩時間を学校内でずらし合ったり、子供たちが帰った後の時間を休憩時間として取得したりする等の取り方の工夫をしてほしいことや、休憩時間を取らないことは労働基準法違反になってしまうことは管理職には伝えている。残業命令については、教員は教職調整額というものが最初から付いており、残業命令のような考え方がない。自分自身で勤務管理意識を変えないといつまでたっても働き方改革は進まず、懸念するところである。意識改革、タイムマネジメントの大切さは、学校訪問の折には教員1人1人に声掛けしており、今後も継続していく。行政職員である栄養職員や事務職員等は、管理職が残業命令をしたうえで、残業申請、承認を行っている。

(田中委員) 教職員が増えれば、制度が適用できるようになるのか。

(教職員課長) 人数が増えることによって解消できる部分はある。例えば、中学校での部活動運営等は、顧問が複数人になることで1人あたりの負担が減り、減った時間に事務ができれば結果的に時間外在校等時間の削減につながる。ただ、人数は増やしたいから増やせるというものではない。人を増やす努力はするが、それと同時に1人1人の時間管理意識も変えていかなければならない。まずは管理職の意識を変え、学校がやるべきものと学校がやらなくてもいいものの振分け等を行う必要がある。

(田中委員) 簡単に人員を増やすことができないというのは理解できる。ただ、これからは不足する部分を ICT 等を利活用することで補っていかなくてはならないと思う。例えば、教材研究や授業準備がデジタル化によって負担が軽くなるのであれば、是非推進していただきたい。

(教職員課長) 例えば、一昨年導入した出退勤管理システムは、画面にタッチするだ

けで打刻できるようになったため、手入力の作業が不要となった。また、さくら連絡網は、欠席連絡等による教職員の負担を減らすことができた。教育委員会の取組が少しずつ学校現場にも根付き、手応えを感じている。

(安田委員) 先程の神谷委員の質問への回答の補足になるが、学校は勤務時間や休憩時間が書類上は決められている。ただそれは、書類上のことであり、実際はそのとおりではないことがこれまで多々あったと思われる。労働基準法と照らし合わせ、書類上のみ繕うというやり方をすると、色んなことに波及するので、あってはならない。守れない勤務時間や休憩時間を明記するのではなく、空き時間の中で適宜何分休憩時間を取るようにと指示する方が現実味があると思う。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 20 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」幼児教育・保育課から説明をお願いします。

(幼児教育指導担当課長) 第 20 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」説明する。議案は 19 ページから 20 ページ、議案の説明資料は 21 ページである。改正内容は 2 点ある。1 点目は浜松市立竜川幼稚園の休園に関するもの、2 点目は押印見直しに関するものである。改正内容を説明する。1 の定員の特例は、令和 3 年度の竜川幼稚園の園児が不在になることから、休園手続きとして園則の別表の定員 60 人を当分の間 0 人にするのを附則に加えるものである。2 の押印義務付けの廃止は、書面規制・押印の見直し指針に基づき、市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、様式への押印の義務付けを廃止し、署名を原則とするものである。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 21 号議案「押印を求める手続の見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備

に関する規則の制定について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 21 号議案「押印を求める手続きの見直し等に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」説明する。議案は 23 ページから 27 ページ、議案の説明資料は 29 ページである。提案理由は、市民の利便性向上や行政手続きの簡素化を目的に、昨年 10 月に定められた浜松市の「書面規制、押印等見直し指針」に基づき、押印の義務付けを廃止するため、関連する教育委員会規則の一部を、一括して改正する規則を制定するものである。改正内容を説明する。1 つ目の改正規則は、浜松市学童等災害共済条例施行規則、浜松市教職員住宅管理規則、浜松市奨学金貸与条例施行規則、浜松市立高等学校の通学区域に関する規則、博物館の登録に関する規則、浜松市文化財保護条例施行規則の 6 つである。2 つ目の内容は、市民の利便性向上や行政手続の簡素化のため、様式の押印義務付けを廃止し、署名を原則とするものである。原則としているのは、押印を必要とする書類として、地方自治法で押印が義務付けられていたり、市の契約規則や会計規則で押印が求められていたりするものなどがあることと、法人や団体等が申請者となる場合や、署名が困難な方に対応する場合等、所管課の判断で、署名又は記名押印を選択することができるようにするためである。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 22 号議案「令和 2 年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長) 第 22 号議案「令和 2 年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」説明する。別冊の報告書をご覧いただきたい。1 ページ「1 はじめに」に記載のとおり、この報告書は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年作成し、議会への提出と公表が義務付けられているものである。また、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るとされている。次に「3 実施方法(1)施策の評価」である。本市の報告書は、第 3 次浜松市教育総合計画 後期計画の令和 2 年度の取組状況調査等に基づく検証評価を活用している。「(2)学識経験を有する者の知見の活用」である。昨年度までは、この検証評価を行う「はままつ人づくり未来プラン推進委員会」での有識者の意見のみを活用していた

が、本年度から推進委員会に加え、重点テーマ毎に協議している推進部会に参加いただいた、大学教授等の有識者、計8人から、テーマごとに意見をいただいている。表紙裏の「目次」をご覧ください。全体の構成は昨年度と変更はない。先ほど説明した有識者の意見は、「Ⅱ施策の点検・評価」の4に、有識者の意見として掲載している。その他「Ⅲ教育委員会の活動状況」等も掲載している。2ページをご覧ください。「1評価・検証の概要」(2)①の取組状況調査は、市立小中学校全144校と、各取組の所管課25課に行った。また、②の実態把握調査は、校長、教頭、全ての教員と、調査対象校48小学校、24中学校、計72校の児童生徒、保護者、地域住民を対象に行った。5年間の調査方法は、イの表のとおりである。3ページをご覧ください。「ウ回答方法」では、本年度から回答方法のデジタル化を図った。児童生徒の一部と、地域住民を除き、教員はグループウェア「ミライム」、児童生徒及び保護者はグループフォームを使用した。特に保護者は、20問程の質問に10分程度で回答できるなど利便性も向上し、またデジタル化により、学校の集計も楽に、速く、正確に行えるようになった。以降、4ページから49ページまでが、7つの政策と23の各施策にかかる、成果指標の達成状況、学校や関係課の取組状況調査と、教員、児童生徒、保護者、地域住民への実態把握調査の結果である。各施策の最後には、調査結果から考察した、今年度の成果と課題を掲載している。50ページをご覧ください。「(2)令和2年度の取組に対する評価(総括)」である。関係課に行った取組状況調査では、169の取組のうち、約8割が「計画どおり進んでいる」、報告書上は「A」の結果だった。また、教員、児童生徒、保護者、地域住民への実態把握調査では、26の成果指標のうち、11の成果指標で令和6年度の目標値を達成している。この結果から、後期計画の取組は着実に推進されており、令和2年度の取組状況は良好であるとした。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、計画どおりに取組が進められず、10の取組が未実施、報告書上は「C」という結果だったが、こうした取組は新しい生活様式に対応した実施方法も検討する必要があると考えている。58ページをご覧ください。58ページから65ページまでが、「有識者の意見」である。キャリア教育、コミュニティ・スクール、教育の情報化、教員育成、働き方改革などについて、今年度の評価検証結果を踏まえて、様々なご意見をいただいた。検証の方法や、今後の取組の進め方など、大変貴重なご意見をいただいたため、次年度以降の計画推進に活かしたい。78ページ、79ページをご覧ください。「8令和2年度の教育委員会活動の検証と今後について」として、教育長、教育委員の意見を掲載している。最後に、92ページをご覧ください。「まとめ」において、主な実績を説明する。1段落目である。本年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業などもあったが、教育活動の工夫や見直しを図り、児童生徒の心身の健康を守り、学びを止めないことを最優先に、常に最善策を考えて、迅速に取り組んできた。3段落目のキャリア教育については、実践モデル校の取組をわかりやすく情報発信したほか、校長会と連携して、キャリア教育推進の道しるべとなるガイドブックを作成した。4段落目の教育の情報化では、GIGAスクール構想推進のため、ICT教育推進プロジェクトチームを立ち上げ、計画的に環境整備や研修に取り組んだほか、教育総合計画後期計画の教育の情報化編を策定した。5段落目、コミュニティ・スクールは、4年間のモデル実施を踏まえ、本年度か

ら 51 校で本格実施のスタートを切った。最後に、今後も、多様な子供たちを誰 1 人取り残すことなく、個別最適な学びと協働的な学びを大切に、教育委員会、学校、保護者、地域が連携して取り組んでいく。今後の予定は、この報告書について教育委員会で承認をいただいた後、議会に報告するとともに、市政情報室やホームページ等で公表する。点検評価報告書の前段の「施策の点検評価」については、各学校が今後の学校運営の方向性や取組検討する材料となるよう活用してもらうとともに、後段の「教育委員会の活動状況」については、教育委員会の様々な取組や教育委員の活動などを広く保護者や市民の皆様知ってもらえるよう、移動教育委員会をはじめとした場で配布するなど、この報告書を活かしていきたい。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 69 ページの「教育委員としての活動」の教職員採用試験の面接は、幼稚園教諭のことを指しているか。

(教育総務課長) その通りである。82・83 ページで、人事関係業務として纏めている部分を指している。69 ページは正しい表現に見直す。

(黒柳委員) 教育委員会の取組状況を知るために、本資料はとても適している。コロナ禍で保護者も教育に対する不安が大きいため、ぜひ本年度の取組を PR してもらいたい。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 23 号議案「浜松市指定文化財の指定について」文化財課から説明をお願いする。

(文化財課長) 第 23 号議案「浜松市指定文化財の指定について」説明する。議案は 33 ページ、議案の説明資料は 35 ページから 37 ページである。議案の説明資料をご覧いただきたい。南区福島町の個人が所有するジェームズ・ペイトン号遭難事件関係資料を、浜松市指定有形文化財（歴史資料）に指定するものである。候補物件は器物類と文書・記録類に分かれ、それぞれの員数は記載のとおりである。これらの資料は、明治 8 年におこったイギリス商船の遭難事件に対し、地域村民を中心に船員の救助や緊急避難に対応し、それにイギリス政府が謝辞や金銭、贈り物などで答えるなどの経緯がたどれるものである。外国人がまだ珍しかった時代の出来事を詳細に伝えるほか、民間での良好な国際交流を伝える資料としても貴重なものである。この資料群につい

て有形文化財として指定することを浜松市文化財保護審議会に諮問したところ、指定が妥当との答申があり、資料 37 ページの通り、建議を得たため、議案を提出する。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 指定文化財に指定されたことにより、何が変わるのか。

(文化財課長) 現状の変更に対する規制が掛かる。重要なもののため、棄損が無いように取扱い、棄損した場合は届出の義務がある。員数等を未来永劫維持していただきたいという意思表示になる。

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進に関するガイドラインについて (教育総務課)

イ 令和 2 年度浜松地域遺産の認定について (文化財課)

ウ 浜松市文化財保存活用地域計画 (案) に対するパブリック・コメントの結果について (文化財課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。